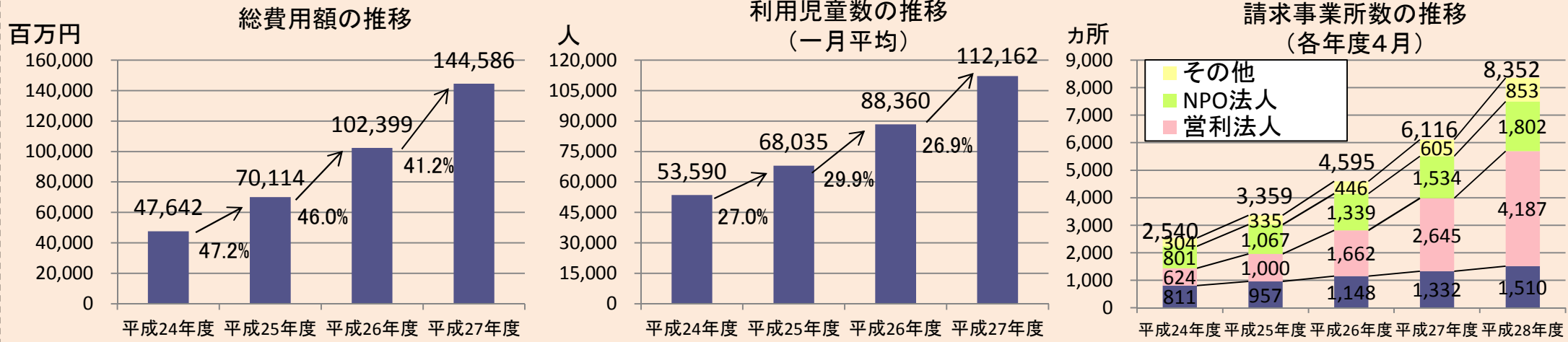


# 放課後等デイサービスの状況について

○ 放課後等デイサービスは、量的な拡大をしているが、適切な発達支援が行われず単なる居場所となっている事例や、発達支援の技術が十分でない事業所が軽度の障害児を集めている事例があるとの指摘があり、放課後等デイサービスガイドラインを活用した支援の質の向上が求められている。



【出典：国保連データ】

## 【放課後等デイサービスガイドラインに基づく自己評価結果の確認状況】

○放課後等デイサービス事業所が行うガイドラインに基づく自己評価結果の公表についての都道府県・指定都市・児童相談所設置市の確認状況 7自治体／69自治体【都道府県・指定都市・児童相談所設置市】

[平成28年4月1日現在 障害児・発達障害者支援室調べ]

## 【国の取組】

「障害児通所支援の質の向上及び障害児通所給付費等の通所給付決定に係る留意事項について」(H28.3.7障害福祉課長通知)

※放課後等デイサービス等の障害児通所支援について、質の向上と支援内容の適正化を図る観点から、自治体に対して、以下の内容を含む留意事項通知を发出

### ○放課後等デイサービスガイドラインの活用の徹底等について

- ・指定放課後等デイサービス事業者の指定、指導監督、会議等の情報伝達の間などのあらゆる機会を通じて、指定放課後等デイサービス事業者に対し、ガイドラインの周知徹底を図ること。その際、指定放課後等デイサービス事業者がガイドライン別添の自己評価表を活用して適切に自己評価を行うこと、改善目標に沿って支援内容を改善すること、自己評価結果を公表すること等を促すように努めること。
- ・指定放課後等デイサービス事業者によるガイドラインの自己評価結果の公表状況の把握に努めること。
- ・指定放課後等デイサービス事業者への指導・助言にあたっては、ガイドラインを活用すること。